

秋田県森林審議会議事録

1 **開催日時** 令和4年12月13日（火）13時30分から16時00分

2 **開催場所** アキタパークホテル 2階 「プラチナ」

3 出席者

(委員) 猪股政子委員、大坂真一委員、笠井みち子委員、佐々木昭孝委員、
佐藤篤子委員、佐藤重芳委員、畠沢重年委員、蒔田明史委員、
宮澤俊輔委員、谷川原郁子委員、山田一成委員

(事務局) 村上森林技監、清水農林水産部次長、澤田林業木材産業課長、
三森森林整備課長、斎藤林業木材産業課再造林推進監、
細谷森林資源計画班長、虻川間伐・造林班長、
佐藤森林資源計画班主幹（司会）

4 あいさつ

(村上技監)

森林技監の村上です。

森林審議会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

年末の大変お忙しい中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

また本県の森林・林業行政の推進につきまして、日頃から格別の御支援・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が県の人工林でございますが、本格的な利用期を迎えていると言われております。

この豊かな森林資源の循環により、林業の成長産業化を図っていくため、県では川上から川下の総合的な対策を進めているところでございます。

資源をしっかりと循環していくということは、ただ成長産業化しただけでは駄目でございます。やはり計画的に資源が無くならないように利用していくことが必要でございます。そういう意味で、主伐期を迎えるに当たりまして、計画制度の重要性というものが今、一段と求められる時代になってきているのではないかと考えております。

本日の審議事項では、「米代川地域森林計画の樹立に関する計画案」、また「雄物川及び子吉川地域森林計画変更計画案」について御審議いただきますけれども、是非、忌憚のない御意見をいただければと考えております。

また、報告事項としましては、「森林経営管理制度の進捗状況」、それから新しく市町村森林整備計画に記載が可能になった「特に効率的な施業が可能な森林について」の説明、それから「再造林の推進」に取り組んでおりますけれども、その取組内容について御説明させていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いたします。

5 委員の紹介

(司会)

本日は、委員改選後の最初の森林審議会となりますので、御出席いただいている委員の方から御紹介させていただきます。

はじめに、有限会社猪股林業 代表取締役 猪股政子委員でございます。

次に、秋田県木材産業協同組合連合会 理事長 大坂真一委員でございます。

次に、秋田県消費者協会 理事 笠井みち子委員でございます。

次に、秋田県指導林家 佐々木昭孝委員でございます。

次に、北秋田市で林業経営を行っておられます佐藤篤子委員でございます。

次に、秋田県森林組合連合会 代表理事長 佐藤重芳委員でございます。

次に、東北電力ネットワーク株式会社 調査役 畠沢重年委員でございます。

畠沢委員は公募で選出されております。

次に、秋田県立大学生物資源科学部 教授・学部長の蒔田明史委員でございます。

次に、東北森林管理局 局長 宮澤俊輔委員でございます。

次に、一級建築士でやがわら郁子設計室を主宰されております、谷川原郁子委員でございます。

次に、秋田県素材流通協同組合 理事長 山田一成委員でございます。

このほか、本日は所用により、国際教養大学理事・副学長の熊谷嘉隆委員、秋田県立大学木材高度加工研究所 准教授 渡辺千明委員、秋田県町村会 副会長 渡邊彦兵衛委員より、欠席の御報告をいただいております。

6 審議会の成立

(司会)

それではここで、委員の出席数を御報告いたします。

委員 14 名のうち 11 名の御出席をいただいております、過半数を超えていることから、県森林審議会規程第 3 条により、本日の審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

7 議事

(司会)

続いて、本日御審議いただく第 1 号、第 2 号、第 3 号の諮問事項の地域森林計画の樹立及び変更案については、森林法第 6 条の規定に基づき、事前に令和 4 年 10 月 28 日から 11 月 25 日まで縦覧しております。

関係市町村及び関係機関であります、東北森林管理局、東北経済産業局へ意見聴取を行いましたところ、東北経済産業局から御意見がございましたが、計画案を変更する内容ではなく、要望ということでありましたので、計画案への意見とはしない扱いとしております。

それでは、会長の選出に移らせていただきます。

会長の選出方法は、森林法第 71 条によりまして、委員の互選したのものをもって充てると規定されておりますが、委員の皆様から会長にどなたかを御推薦いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(佐々木委員)

これまでの実績と経験を踏まえ、佐藤委員を推薦いたします。

(司会)

皆様よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(司会)

ありがとうございます。

それでは佐藤委員を御推薦いただきましたので、会長は佐藤委員にお願いしたいと思えます。

(佐藤委員)

はい。

よろしくお願ひいたします。

(司会)

それでは、会長は佐藤委員にお願いすることといたしまして、会長の佐藤委員は会長席の方に着いていただければと思えます。

それでは早速でございますが、佐藤会長にごあいさつをお願いしたいと思えます。

(佐藤(重)議長)

一言ごあいさつ申し上げます。

会長に御指名をいただきました佐藤でございます。

会議の趣旨に沿って、しっかりと運営して参りたいと思えますので、どうぞ皆様方の御協力よろしくお願ひ申し上げます。

(司会)

ありがとうございます。

それでは議事の進行は、県森林審議会規定第2条に基づき、会長にお願いします。

(佐藤(重)議長)

それでは、議事に入る前に一言お話をさせていただきたいと思えます。

今日の報告事項では、再造林についての報告があるようでございます。

今、我々森林・林業に携わっているものとしまして、最も悩ましい問題として再造林が進まない、つまり皆伐しても再造林しないという状況がずっと続いているということでございまして、これは秋田県だけの問題ではなく、全国的な問題であります。

現在、秋田県がどのような状況かを申し上げますと、令和2年度終了時点の数値でございますが、大変残念ながら再造林率が30%に届かない28%であります。全国的に

も、まだ 40%にも届かない 35%くらいの状況でございます。

これがどういうことを意味するかと言いますと、将来的に我が国の人工林という資源が枯渇の方に向かっていってしまうという、大変危機的な状況になっております。

何とかこれを変えなくてはいけないということで、今年の 6 月に関係する 5 団体で再造林推進協議会を立ち上げ、そして独自の基金造成をしております。

このことに対しましては、県にも大変危機感を持っていただいて、全国的に非常に珍しいのですが、再造林をする森林所有者に対してヘクタール当たり 5 万円を支援するという政策を打ち出し、そして予算化をいただいております、我々の独自基金からの 3 万円支援を応援していくことができるという状況になっており、つまり、合わせて 8 万円を森林所有者個人に対して直接支援していくということになっております。

これによって森林所有者の負担がずっと軽減されてくるだろうと思っておりますけれども、目指すところは、できる限り所有者の造林経費の負担を少なくして、できればゼロに近づけて、そして、再造林意欲をもう一度喚起させたいと取り組んでいるところでございます。

なぜこうなっているかということをお私に申し上げるまでもないのですが、山の立木の価格の安い時代が余りにも長く続いてきたということでございます。私自身、林業をなりわいとして 50 数年やってきておりますが、経験上からの数字で申し上げますと、立木価格が最も高かったのは昭和 55 年で、そこから 1 度も回復することなく、ただただ急坂を転げ落ちるみたいに落ちてまいりまして、40 年後にどうなったかということ、ちょうど 10 分の 1 です。

こういう状況の中で、山を大事にしてくださいと言っても無理があると思うのです。そういうことでどんどん山離れが顕著になっていると考えております。

この状況に歯止めをかけ、将来も山が存在して、そして次世代の方々がしっかりした環境のもとで、安心して生活ができるようなことをしっかりやっつけていかなければならないと思っております。

私達が伐って使っている木材は、先々代が植えて、そして育ててきたものです。今の状況というのは、我々が次の世代にそういう資源を残そうとしていないという大変恥ずかしい状況になっていると感じております。

県と関係団体が一体となり、令和 7 年までに、現在 30% ぐらいの再造林率を 50% に上げたいと、そしてその先はもっと上を目指していきたいということで取り組んでいるところでございます。

今日の森林審議会と全く関係ない話でございますので、前段として現状をお話させていただいた次第でございます。

先ほど村上森林技監の方からもお話がありましたけれども、今日の審議会といたしましては、米代川地域森林計画の樹立、それから雄物川と子吉川の計画区の地域森林計画については変更を御審議いただきます。

この後、説明を受けながら、疑問点を皆さんから御発言いただき、あるいは御意見を拝聴しながら進めて参りたいと思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

それでは、早速議事に入らせていただきますが、この審議会の議事の内容は議事録として県のホームページに掲載されます。その際には、委員名は特に秘匿する必要は

ないと思いますので、公開で行いたいと考えておりますので御承知おきください。

それでは初めに、議事録署名委員を指名させていただきます。

署名委員につきましては、県森林審議会規定第5条により、議長が指名するということになっておりますので、今日は猪股委員と蒔田委員にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

諮問事項1「米代川地域森林計画書（案）について」、それから諮問事項2「雄物川地域森林計画変更計画（案）について」、諮問事項3「子吉川地域森林計画変更（案）について」は、いずれも関連がございますので、一括して審議させていただきます。

事務局から説明をお願いいたします。

（事務局）

森林整備課の細谷でございます。よろしくお願ひいたします。

パワーポイントを用意して御説明いたしますけれども、お手元に同じ物を資料としても配付してございます。

また、資料には、地域森林計画書の該当ページも記載してございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、諮問事項1から諮問事項の3について、私の方から説明させていただきます。

（事務局）

（審議事項1、2、3を説明）

（佐藤（重）議長）

ただいま、事務局から説明がありました。

皆さん御存知のように、製材大手の会社が能代工業団地への進出を計画しており、県全体にいろいろな影響等が出てくると思っておりますけれども、特にこの米代川流域が舞台になってきますので、今回樹立する地域森林計画とにらみ合わせながらどういうふうに進んでいくのかを、私自身も非常に興味深く見ていきたいと思っております。

説明につきまして、何か皆さんの方から、質問・御意見があれば出していただきたいと思っております。どこの切り口でも結構でございます。どうぞ挙手の上、御発言をいただきたいと思っております。

（山田委員）

説明資料の10ページの「米代川地域森林計画（案）」の計画期間において到達すべき資源の状態について、天然生林の面積が減少している理由をお聞かせいただきたいのですが、よろしいですか。

(佐藤(重)議長)

はい。事務局からお願いいたします。

(細谷班長)

ただいま御質問いただきました、米代川地域森林計画(案)の計画について、到達すべき森林資源の状態のところで御説明申し上げた件でございますが、天然生林の減少部分につきましては、育成複層林へと進めて行くこととしており、このような計画数字になっております。

(山田委員)

わかりました。

(佐藤(重)議長)

よろしいですか。他にございませんか。どうぞ。

(畠沢委員)

何点かありますが、細かい質問で申し訳ないです。

「米代川地域森林計画書(案)」の3ページに「森林・林業・木材産業の課題」が書かれておまして、「木質バイオマスの利活用を含めた木材の需要拡大を促進し、川上から川下まで一体とした秋田スギの安定的・効率的・加工・流通を行う木材供給基地づくりに取り組む必要があります」とありますけれども、この新計画書の他に具体的な取組内容など、県の方で何か示されたものはあるのでしょうか。

(細谷班長)

はい、ございます。県で策定しております「新秋田元気創造プラン」、「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」において政策目標を立て、それに対する具体の取組等について県民の皆様の方にお示ししております。

(畠沢委員)

引き続きですけれども、4ページのところで、間伐のお話がありました。

間伐実行率が67%、それから5ページには面積では33%という記載がありますが、この違いは何でしょうか。また、その原因として、先ほどの説明で予算や労務の制約から実行率が下回ったとありましたが、その他にも原因があるのかということと、間伐については、市町村に配分されている森林環境譲与税の活用が可能かどうかということをお聞きしたいと思います。

(細谷班長)

伐採立木材積につきましては、実際に間伐材として出材された素材生産量を、伐採立木材積に換算した数値を計画量で除して実行率を出しております。一方、面積の計画は、伐採立木材積の間伐分を一律にヘクタール当たりの平均伐採材積で除して算出した面積で、これに対する実行面積で実行率を出しております。間伐の実績が少ない

ことにつきましては、スギが利用期に入ってきており、労務は主伐の方にシフトしているという一つの側面もありますし、国からいただいております限られた予算で、再造林に重みをおいて進めているというような事もございます。

(島沢委員)

森林環境譲与税について、間伐に利用が可能だという理解でよろしいですか。

(細谷班長)

その御理解でよろしいです。

(島沢委員)

5 ページの「(5) 保安施設の数量」の中で、保安林の解除について記載があり、災害防備保安林が7ヘクタール、保健風致が13ヘクタールとありますが、具体的にどのような理由で解除されたのか教えていただければと思います。

(三森課長)

この保安林解除につきましては、主に海岸の風力発電関係の開発等によるものでございます。それから国道の改良工事に係る案件も若干ですが含まれております。

(島沢委員)

6 ページのところですが、「3 計画樹立の当たっての基本的な考え方」が書かれており、これに関連する17ページから18ページの「② 人工林の標準的な方法」として「現地の状況に応じた本数の苗を植栽することとし、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとします」と書いていますが、これらの新たな取組は、現在秋田県内でどれくらい進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

(虻川班長)

コンテナ苗の生産状況につきましては、現在生産されている苗木が約190万本ありまして、そのうち約160万本がコンテナ苗でございます。

一貫作業システムにつきましては、非公共事業の植栽は一貫作業システムにより植栽されておりまして、年間の取組面積については、ここ数年20～30ヘクタールくらいで推移しております。

(島沢委員)

26ページから27ページには、「(5) 林産物の利用促進のための設備の整備に関する方針」が書かれておりまして、「公共建築物の木造・木質化の推進や、県産木材の利用促進や木材製品の需要拡大を図る、国内販売や輸出に向けた取組を推進することとします」と書いております。これについて、これまでの具体的な取組、また、これからこのようなことに取り組んでいくということがあれば、教えていただきたいと思っております。

(澤田課長)

木材の利用促進につきましては、副知事をトップとする「県産材利用推進会議」を定期的開催しまして、公共建築物等に使われるように取り組んでいるところでございます。

また、輸出でございますけれども、秋田県木材産業協同組合連合会で輸出事業計画を今年度中の認定に向けて作業を進めておりまして、今後はこの新たな計画に基づいて、アメリカ等の状況を見ながら取り組んでいくところでございます。

(畠沢委員)

同じ 27 ページ以降ですけれども、木材流通の合理化ということで、米代川計画区の 6 つの原木市場の流通体制を整備する一方で、「山土場から近隣の製材工場への直送システムによる効率化を進める」ということを書いております。

原木市場の流通体制の整備、一方の山土場からの直送システム、この双方の取組ですが、具体的な取組方法にはどのようなものがあるのか教えてもらいたいののでお願いします。

(斎藤推進監)

木材流通の合理化の部分でございますが、現在、市場を通した丸太の流通は、県内全体で 1 割程度の状況となっております。市場を通じた流通は、価格形成や需給調整という面で非常に必要な部分でありますので、おそらくこの 1 割程度の流れで進んでいくものと考えております。また、何らかの整備が必要だとすれば、補助事業等で実施していくということになるかと思います。

一方で、9 割程度が直送という流れになっておりまして、特に県内には大きな合板工場があるわけですが、そうしたところには市場経由ではなく、直送する丸太の流れが出来上がっており、その方向で今進んでおりますので、今後もその方向で進めていくということです。また、そこに原木を安定的に供給していくために、高性能林業機械の導入等を進めながら、供給力を強化していくという考えであります。

(畠沢委員)

30 ページのところ、「守るべきナラ林」という言葉がありますが、これは具体的にどのようなものか教えてください。

(三森課長)

「守るべきナラ林」については、被害を受けることにより、景観あるいはライフライン等に重大な影響を及ぼす恐れのあるナラ林を市町村長が指定したものであり、例えば森林公園ですとか名木・古木を対象にしております。

また、水源涵養機能の発揮上、どうしても必要だということを指定するなどしているところでありまして、現在全県で 2,220 h a ほどを守るべきナラ林として指定しているところであります。

(畠沢委員)

31 ページに、「(3) 林野火災の予防の方針」を書いております。ここに「病虫害の駆除のための火入れ」の記載がありますが、この火入れは県内で過去に行ったことが実際にあるのでしょうか。県内の各市町村で作成する「市町村森林整備計画書」についてもこの記述がありますが、ほとんどの市町村は、もう数十年も実施したことないところばかりなので、果たしてこの計画書にこの文を書く必要があるかどうかお聞きしたいところです。

(三森課長)

以前、松くい虫の被害について被害材を焼却していたという経緯があり、それが平成 16 年ぐらいまで継続して実施されておりました。現在は、くん蒸か、或いはチップにするのが主流ですので、焼却するケースはないとは思いますが、仮にこうしたケースがあると困りますので、記載させていただいているということでございます。

(谷川原委員)

「米代川地域森林計画書(案)」の 5 ページですが、間伐面積や林道の実行率が少なくなっていますけれども、この数量は民有林と国有林の数量なのでしょうか。

また、計画数値は、具体的にエリアを見て拾い出して合わせて作っていくのでしょうか。

(細谷班長)

計画書の数字は、すべて民有林の数値でございます。

また、計画数値ですが、国の全国森林計画の広域流域別の計画量がありまして、それに、県のプランですとかそういったものも考慮して作成していきます。

(谷川原委員)

例えば、ある森林組合等にこのくらいの数量を間伐してくださいなど、具体の数字を提示するのでしょうか。米代川計画区は 15 市町村ありますけれども、具体の要望を聞くという形ではなくて、今後どういった方向に向かっていくかというのを考えながら、資源の推移ですとか、例えば再造林をどのくらいのレベルまで持っていくかというような全体像みたいな形で計画を立てて、その上で具体的に例えば会社等に要望調査するということはないのでしょうか。

(細谷班長)

地域としての方向性で、例えば、先ほどの育成複層林ですとか、目指すべき森林の方向というのを考えながら、伐採の材積等を決めていく形になります。

(谷川原委員)

実際にこの場所で伐採を実施する計画があるということはないのですね。5年ごとに計画を立てていますが、計画どおり実施しなかった箇所を次の計画の時に入れ

るっていくことではないですね。

(細谷班長)

そのとおりでございます。実際の施業箇所が決まっていますそれを積み上げている数字ではないです。5年ごとに計画を立てますけれども、資源量等から10年を見越して、前期と後期というような形で計画を立てており、今回もまた5年後に、次の10年を考えていくという形になります。

(蒔田委員)

今のことに関連してですが、説明資料の7ページ、計画書だと4ページに齢級別構成が載っておりますが、この例えば11齢級以上の森林面積のどれぐらいが主伐されることになるのか、そういうした話はできるのでしょうか。材積だけの説明では、この表を見てもなかなか頭に入ってこないのをお聞きしました。

(細谷班長)

説明資料の11ページで、伐採立木材積のうち主伐の針葉樹の欄にありますとおり、米代川計画区の5カ年で136万立方メートルを計画量としております。米代川で現在主伐が集中しておりますのが13齢級でありますので、参考値として県の収穫表の65年生のヘクタール当たり材積により面積に試算してみますと、5カ年で約3,200ヘクタールくらいになります。

(蒔田委員)

3,200ヘクタールということは、資源構成グラフで13齢級の8,800ヘクタールの3割から4割ぐらいが伐採されるというイメージでよろしいですか。

(細谷班長)

はい、そのようなイメージです。細かくは、集中しているのは13齢級でございますが、13齢級だけではないのでその前後の齢級にも伐採量があるイメージでございます。

(蒔田委員)

材積からヘクタールに換算するのは、なかなか簡単にできるものではなく、難しい状況もいろいろあるのはとてもよくわかりますが、説明された時に、資源構成については非常にいびつなので、それを何とか均していけないと持続可能な森林資源の利用につながっていかないという話から、このグラフがどう変わっていくかっていうイメージがあるとすごくわかりやすいと思いますので、そういうところの工夫をされた方がいいと感じております。

いつも思うことではありますが、いろいろ考えていらっしゃるのとはとてもよくわかりますし、森林の状況が変わることもよくわかりますが、イメージできる説明をしていけると、広く一般の人に理解してもらうのはなかなか難しいのではないかと思います。

それからもう1点、追加で言わせていただきますと、この米代川計画区では人工林が57%を占めているという説明がありましたけれども、これを何%ぐらいにしようとしているのかのようなことも、森林の将来ビジョンを作っていく上ではとても重要だと思っております。

今後、秋田県にとって、資源を活用していく人工林が将来的にはどれぐらいあれば望ましいのか、どれぐらい必要なのかというようなイメージも是非伝えていただくと、より一般の方にわかりやすいものになると思います。

(佐藤(重)議長)

今の意見は、大変重要だと思いますが、何か一言、森林技監の方からお願いします。

(村上森林技監)

大変貴重なご意見ありがとうございます。

齢級構成がどう変わっていくか、次回の審議会ではお示しするようにしたいと思います。

また、人工造林について今考えているのは、おおよその資源総量で申し上げますと、人工林の5割ぐらいを人工林のまま残していくというのをイメージとして持っております。

ただ、現在皆伐を行っている場所というのは、非常に条件の良い場所だと私は思っておりますので、今皆伐している場所での5割でいいとは思ってはおりません。

まずは、今後皆伐していく場所はしっかり再造林を進めていく考えでございますが、標高の高い場所や傾斜の急なところにつきましては、針広混交林化を進めていきたいと考えております。こちらにつきましても、次回の審議会で、県民の皆様にもわかりやすくお示ししていくように工夫したいと思います。

(佐藤(重)議長)

蒔田委員よろしいでしょうか。

再造林のことについては、この後の報告事項でございますので、その際またお気づきの点がありましたら、御発言をいただければと思います。

(大坂委員)

今、蒔田先生のお話聞いて感じたのですが、実は経済界でも、コンクリートから木材へということは、かなり注目はされておりますけれども、現実にはほとんどの人がよくわからない状況にあります。集会等でいろんな話をいたしましても、ピンときていない状況です。

また、宮澤局長は、新聞のコラムや会議の場などで、一生懸命に宣伝されていますが、いろんなところで話しても、ほとんどの人はよくわからない感じです。

再造林のお話は、もう誰も反対することはないと思っております。みんな賛成しているのですけれども、実際やるときになったらどうなるのか。そのところを、私は木材加工の立場でございますので、本来は加工のことをお話していればいいのです

が、木を使って植えていく循環の話は、これから進むと思うのですけれども、今日のお話を聞いて、皆伐はある程度実施されていますが、間伐は計画どおり実施されていないというお話がありました。

また、再造林については、これからはなされるというのですが、果たして計画どおり進むのか非常に心配でございます。と言いますのは、やはり経済論理からは、今すぐお金になるものに対しては動きやすいのですけれども、なかなか再造林して 50 年後、60 年後でないとお金にならないものについては、行政のリーダーシップが非常に重要だと思っております。これは民間だけに任せておくことではなく、秋田県独自の伐採と再造林のシステムを是非とも作っていただきたいと、要望としてお話をさせていただきます。

(佐藤(重)議長)

ありがとうございます。要望としてお受けいたします。
他に何かございませんか。

(佐々木委員)

3点ほどお話ししたいと思います。

始めに、4 ページの人工林資源の齢級別構成グラフ見て、間伐対象齢級と主伐対象齢級に分けてありますけど、毎日山を見ている自分のような者には、果たしてこのように2つに単純に割っていいのかということを感じます。

間伐対象齢級の面積がありますが、間伐するという事は、その前に除伐等がしっかりなされたうえでないと間伐対象としてカウントできないと思いますが、数字の中には除伐等がほとんどなされていない森林も含まれているものと思います。これまで何もしてこなくて、どういう間伐をするのかということを考えてしまいます。

林業は生産性を上げない限りは、絶対に経費的に間に合わないの、生産性を上げるためには、やはり道路は必要でありますけれども、道路を開設した後の管理が適切になされていないところも見受けられます。市町村が管理する道路もありますが、市町村だけで適正に管理するのは難しい状況にあるとも感じております。その点を県としてももう少し力を入れる等して欲しいと思っております。計画書を作って終わりではなく、やはり現地に行くことが大事だと思っております。

次に、再造林についてですが、当然これから力を入れて行くのですが、おそらく5割か6割が再造林できれば限界だと思っております。標高の高いところは、誰も行く人もいないのです。そのようなところは、植えてから50年以上になっても、植えたままの状態の森林が多くあります。

今再造林して、その後で十年間は手入れしてあげますと言え、それはそうする人はいるのですが、それだけでは、最後まで責任をとる人がいないのではないかと思います。ですから、せめて道路は必要であると感じており、その道筋をつけていかないと駄目ではないかと思います。

それから最後ですが、伐採可能量の話です。これを決めるときに、民有林でもし伐採量が足りなくなったら、例えば強制的に伐りますからということがあり得るのかどうかです。その昔、強制伐採という時代もありましたけれども、そのようなことがあ

るのかどうか、森林所有者は不安を持つと思いますが、その点をお知らせいただければありがたいと感じます。

(佐藤(重)議長)

佐々木委員からの御発言ですけれども、前半は佐々木委員の御意見として承りました。

この点は、県の方でしっかりと受けとめていただきたいと思いますと思いますが、最後にお話がありました伐採可能量についての説明を事務局からお願いします。

(村上森林技監)

御意見ありがとうございました。道路をつけていかなければならないということは、その通りでございます。地域森林計画書の路網計画につきましても、意欲的な計画になっておりますし、この計画に入らないような作業道等につきましても、県では積極的に整備していきたいと考えております。

また、伐採可能量の考え方でございますが、これだけ伐採しなければならない、あるいはこれ以上伐採してはいけないなど、私的財産に行政が何かの命令を下すような性質のものではございません。

秋田県も、製材工場や合板工場がありますけれども、各地でかなり大型の製材工場や合板工場が稼働するようになりました。このような中で、資源に見合う加工工場なのかというような点をよく考えていただきたいと思いますというもので、この4月から計画書の伐採計画を立てるときに、参考値として登載することになりました。

さらに、再造林率で伐採可能量が変わりますので、再造林をしっかりとやらないと、今計画している伐採量は少し無理があるのではないかとということも気づいて欲しいという側面も持っております。今のあなた方の森林ではこのくらいは伐採できますが、再造林をしっかりとやらないとこれ以上は伐採できません、という目安や忠告のようなもので、森林をしっかりと循環して使っていきたいと思いますという意味で示させていただいております。

今、皆様には、米代川計画区だけの伐採可能量をお示ししましたが、他の2つの計画区と国有林の伐採量を勘案しても、県内の伐採量が決してこの可能量を超えているわけではございませんので、その点は御安心していただければと思います。さらには、当面50%程度の再造林を県としても目指しておりますけれども、今回の参考値は、やはり最低50%を目指して行かなくてはならないという、一つの根拠づけとして示されていると考えております。

(佐藤(重)議長)

御質問、御意見等々いただいております件について、この後の報告事項とも関連する内容だと思いますので、さらに御質問のある方はその際に御意見、御質問等々を出していただくことにします。

それでは、先に進ませていただきたいと思います。

(委員)

はい。

(佐藤(重)議長)

それでは、お諮りをしたいと思います。諮問事項 1、2、3につきましては、適当と認めます。その旨を知事に答申するということによろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(佐藤(重)議長)

異議がないということですので、このように決定をさせていただきます。

なお、議案に関する答申文の作成につきましては、会長の私の方に一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(佐藤(重)議長)

ありがとうございました。

それでは、以上で諮問事項について終了します。

(司会)

以上をもちまして、秋田県森林審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。